

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年3月28日
【会社名】	株式会社ワイヤレスゲート
【英訳名】	WirelessGate, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役CEO 池田 武弘
【本店の所在の場所】	東京都品川区東品川二丁目2番20号
【電話番号】	03-6433-2045
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 執行役員 管理本部長 小島 聡
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区東品川二丁目2番20号
【電話番号】	03-6433-2045
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 執行役員 管理本部長 小島 聡
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成28年3月25日開催の当社第12回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
平成28年3月25日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件
期末配当に関する事項

1. 配当財産の種類
金銭
2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式 1株につき金26円
配当総額 266,445,400円
3. 剰余金の配当が効力を生じる日
平成28年3月28日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
2. 取締役として有用な人材の招聘を継続的にを行うことを目的として、業務執行取締役等以外の取締役との間で責任限定契約を締結することを可能とするため、現行定款第24条第2項を変更するものであります。
3. その他、上記の各変更に伴う所要の変更を行うものであります。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
池田武弘、原田実、小島聡及び須永直樹を取締役（監査等委員である取締役を除く。）に選任するものであります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
若本英徳、渡邊龍男及び西康宏を監査等委員である取締役に選任するものであります。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
監査等委員である取締役の補欠として、青木理恵を補欠の監査等委員である社外取締役に選任するものであります。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件
取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を年額2億7千万円以内と定めるものであります。なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まないものといたします。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件
監査等委員である取締役の報酬等の額を年額4千万円以内と定めるものであります。

第8号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件
当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する報酬として、業績連動型株式報酬制度を導入するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	56,930	441	-	(注)1	可決 97.57
第2号議案	56,792	579	-	(注)2	可決 97.33
第3号議案				(注)3	
池田 武弘	56,607	764	-		可決 97.02
原田 実	56,602	769	-		可決 97.01
小島 聡	56,603	768	-		可決 97.01
須永 直樹	56,634	737	-		可決 97.06
第4号議案				(注)3	
若本 英徳	54,555	2,816	-		可決 93.50
渡邊 龍男	56,748	623	-		可決 97.26
西 康宏	55,278	2,093	-		可決 94.74
第5号議案				(注)3	
青木 理恵	56,693	678	-		可決 97.16
第6号議案	56,376	995	-	(注)1	可決 96.62
第7号議案	56,343	1,028	-	(注)1	可決 96.56
第8号議案	56,075	1,296	-	(注)1	可決 96.10

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより、各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以上